**全ト協 企画部宛て**

**FAX:03-3354-1019**

「標準的な運賃」に係る実態調査　調査票

|  |
| --- |
| **＜ご注意＞**  　営業所が複数所在する事業者においては、**主たる営業所について**ご回答ください。 |

**１．貴社の概要をご回答ください**

**(１)ご連絡先**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名： |  |
| アドレス： |  |
| ご担当者様名： |  |

**(2)　主な業務内容について当てはまるもの１つに〇をつけて下さい。**

①　一般貨物自動車運送（特別積合せ貨物運送および貨物自動車利用運送を除く）

②　特別積合せ貨物運送

③　貨物軽自動車運送

**(3)　貴社の資本金について、当てはまるもの１つに〇をつけて下さい。**

①　300万円以上1000万円以下　　② 1000万円を超え5000万円以下

③ 5000万円を超え１億円以下　　　④ １億円を超え３億円以下　　　　　　⑤ ３億円を超える

**２．貴営業所の概要についてご回答ください。**

**(１)　貴営業所が所在する都道府県**　（　　　　　　　　　　　　）

**(2)　貴営業所の主たる位置づけについて、当てはまるもの１つに〇をつけて下さい。**※②を選択した場合は比率もご記入ください

　①　真荷主からの運送を専業

②　真荷主からの運送と元請事業者からの運送の両方

➡比率（売上ベース）　真荷主からの依頼：元請け事業者からの依頼【　　　　　　　　：　　　　　　　　】

③　元請事業者からの運送を専業

**(３)　貴営業所の主な取扱品目について、最も多い品目を１つに〇をつけてください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1.米・麦・穀物 | 11.セメント・コンクリート・コンクリート製品 | 21.プラスチック製部品・加工品、ゴム製部品・加工品 |
| 2.生鮮食品 | 12.ガソリン・軽油など石油石炭製品 | 22.機械ユニット・半製品 |
| 3.加工食品 | 13.合成樹脂・塗料など化学性原料 | 23.精密機械・生産用機械・業務用機械 |
| 4.飲料・酒 | 14.医薬品 | 24.家電・民生用機械 |
| 5.原木・材木等の林産品 | 15.その他の化学製品 | 25.完成自動車・オートバイ |
| 6.鉱石・砂利・砂・石材等の鉱産品 | 16.紙・パルプ | 26再生資源・スクラップ |
| 7.鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材 | 17.糸・反物などの繊維素材 | 27.廃棄物 |
| 8.鋼材・建材などの建築・建設用金属製品 | 18.衣類・布団などの繊維製品 | 28.宅配便・特積み貨物 |
| 9.壁紙・タイルなど住宅用資材 | 19.日用品 | 29.空容器・返回送資材 |
| 10.金属部品・金属加工品（半製品） | 20.書類・印刷物 | 30.その他（具体的に記入：　　　　　　　　　　） |

**(４)　企業規模について**

**1)　貴営業所の車種別の保有車両台数について、それぞれご記入ください。**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 車種  台数 | 普通  （車両総重量3.5t未満） | 準中型  （車両総重量3.5ｔ以上7.5t未満） | 中型  （車両総重量7.5t以上11t未満） | 大型  (車両総重量11t以上) | トラクタ | トレーラ | 貨　物  軽自動車 |
| 台　数 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |

**2)　貴営業所の従業員数**（　　　　　　　　　　　　）人

|  |
| --- |
| **標準的な運賃に関する設問** |

|  |
| --- |
| **＜ご注意＞**  本アンケートは**令和５年度における運送契約（年度当初契約及び年度中の新たな契約）について**ご回答ください（一部、令和６年度の見込みも含みます）。 |

**３．標準的な運賃の認知状況について**

◆標準的な運賃とは・・・

令和６年４月から、働き方改革関連法に基づく、トラックドライバーの時間外労働の上限規制（年間 960 時間）が適用されます。

長時間労働、低賃金等によりトラックドライバーが確保できず、重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、事業者が人材を確保し、法令遵守を徹底し、持続的なトラック輸送を維持するために、貨物自動車運送事業法が改正され、国土交通省は、令和２年４月、事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる運賃として「標準的な運賃」を定めました。

標準的な運賃により、事業継続に必要なコストに見合った対価を収受することが期待されます。

なお、本アンケートでの「標準的な運賃」とは、運送の役務に対する対価を示し、料金（待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料）や実費（高速道路利用料、フェリー利用料、燃油サーチャージ等）は含みません。

**(1)　最も当てはまるものを１つに〇をつけてください。**

①　「標準的な運賃」の金額や原価計算の方法を理解している

②　「標準的な運賃」の金額のみ理解している

③　「標準的な運賃」という名称のみ知っている・聞いたことがある

④　その他（自由記載）（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**４．令和５年度契約における原価計算の実施状況**

**(1)　原価計算の実施状況について、最も当てはまるもの１つに〇をつけてください。**

①　標準的な運賃の原価計算方法を考慮して原価計算を実施した**⇒５.(１)へ**

②　自社独自の方法で原価計算を実施した　　　　**⇒５.(１)へ**

③　原価計算を実施していない　**⇒４.(２)へ**

**(２)(1)で「③原価計算を実施していない」を選択した場合、　原価計算を実施していない理由について、当てはまるものすべてに〇をつけてください。**

①　以前実施済み（具体的に：　　　　年）　②　やり方がわからない

③　事業経営上、必要性が生じていない　　　④　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**５．荷主との令和５年度契約の運賃交渉状況についておたずねします。**

**(1)　これまでの運賃契約額のままでは今後の事業経営に支障があるものとして、運賃改定交渉の対象としていた契約本数をご記入ください。＜　　　　本＞**

**(2)　荷主へ新たな運賃（標準的な運賃または標準的な運賃等を考慮した自社運賃）を提示しましたか。当てはまるものすべて選択し、それぞれ該当する項目には、本数をご記入ください。**

|  |  |
| --- | --- |
|  | **契約本数** |
| ①　標準的な運賃（告示運賃）を提示した | 本 |
| ②　標準的な運賃又は自社独自の原価計算に基づく自社運賃を提示した | 本 |
| ③　具体的に値上げ額や値上げ率を提示している | 本 |
| ④　新たな運賃は提示していない（既存の自社運賃を継続） | 本 |

**➡④に記入された方は、****５．（４）についてもご回答ください**

|  |
| --- |
| **標準的な運賃に関する設問** |

**(３)　新たな運賃（「標準的な運賃」、「標準的な運賃を考慮した自社運賃」または、「自社独自の原価を基にした運賃」）に対する荷主の対応状況についておたずねします。該当する項目についてそれぞれ本数をご記入ください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 「標準的な運賃」  （告示運賃） | 「標準的な運賃又は自社独自の原価を基にした運賃」 |
| 希望額を収受できた | 本 | 本 |
| 希望額ではないが、一部収受できた | 本 | 本 |
| 収受できなかった | 本 | 本 |
| 提示したものの、交渉自体に応じてもらえなかった | 本 | 本 |
| その他（自由記載）（　　　　　　　　　　　　　　　） | 本 | 本 |

**(４)　(2)で「④新たな運賃を提示していない」を選択した方にお伺いします。その理由について、以下の選択肢から当てはまるものすべてに〇をつけてください。**

①　真荷主の経営状況を考慮　　　　　②　真荷主又は元請け事業者から契約が打ち切られる恐れを考慮

③　交渉に当たる人材、時間的制約　　④　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**(５)　改めて令和5年度契約について伺います。**

（別票のエクセルファイルをご回答ください）

|  |
| --- |
| **標準的な運賃に関する設問** |

**６．令和５年度中のドライバーの賃上げの状況についておたずねします。**

①　運賃値上げを（一部でも）原資として賃上げを実施　（平均賃上率　　％）

②　運賃値上げは無かったものの、賃上げを実施　（平均賃上率　　％）

③　運賃値上げは有ったものの、賃上げは実施していない

④　運賃値上げはなく、賃上げも実施していない

**７．令和６年度契約についての交渉予定についておたずねします。**

**(1)** **令和５年度の運賃契約額のままでは今後の事業経営に支障があるものとして、運賃改定交渉予定の契約本数をご記入ください。＜　　　　本＞**

**(2)　荷主への提示予定運賃についてご記入ください。**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 荷主への提示予定契約本数 |
| 標準的な運賃（告示運賃） | 本 |
| 標準的な運賃又は自社独自の原価計算に基づく自社運賃 | 本 |
| 具体的に値上げ額や値上げ率を提示 | 本 |
| 新たな運賃は提示しない（既存の自社運賃を継続） | 本 |

**８．令和5年度における庸車の実施状況についておたずねします。**

**(1)　下請けの運送会社や個人事業主への依頼の有無についてご回答ください。**

①　有

②　無　**⇒８.へ**

**(2)　庸車する理由について、以下の選択肢から当てはまるものすべてに〇をつけてください。**

①　恒常的な自社のドライバーの不足

②　恒常的な自社の車両の不足

③　突発的な需要に対する自社のドライバーの不足

④　突発的な需要に対する自社の車両の不足

⑤　運送内容（エリア・品目・車両の形状等）が自社の事業体制に適さない

⑥　荷主（元請）から収受できる運賃が低廉なため自社運行に適さない

⑦　荷主（元請）からの発注量が一定しない

⑧　自社で運送するよりも収益性が高い

⑨　急な運送依頼に応えてくれるなど時間的な利便性が高い

⑩　低額な運賃でも引き受けてくれるなどコスト的な利便性が高い

⑪　長年の付き合いなどの商慣習

**(3)****庸車にかかる「手数料」の主な収受先についてご回答ください。**

①　荷主（元請）から「手数料」を別途収受

②　荷主（元請）から収受した運賃・料金から実運送事業者への支払い差額を「手数料」として収受

③　原則「手数料」は収受していない

**(4)　平均（又は最も多い）手数料をご回答ください。**

①　定額で収受（　　　　　　　）円／台

②　定額で収受（　　　　　　　）円／契約

③　運賃に対する率で収受（　　　　　　　）％

**(5)　「標準的な運賃」では実運送事業者が収受するべき運賃を前提としてますが、実運送事業者の原価計算に基づく適正な運賃に対して、実運送事業者への支払い額はどのような状況でしょうか。**

①　適正

②　不足（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　）

③　不明

**(６)　 貴社の取引先の割合について、合計が100%となるようにお答えください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 取引先の種別 | 割合 |
| 荷主（貴社が元請け） | **％** |
| 元請け物流事業者（貴社が２次請け） | **％** |
| ２次請け物流事業者（貴社が３次請け） | **％** |
| ３次請け物流事業者（貴社が４次請け） | **％** |
| ４次請け物流事業者（貴社が５次請け） | **％** |
| それ以上 | **％** |
| 何次請けか不明 | **％** |
| 把握できない | **％** |
| **計** | **100％** |

**９．その他、標準的な運賃制度に関するご意見等があれば、ご回答ください。**

　※交渉拒否等の案件につきましては、「働きかけ」の対象事案とする場合もあります。その際はご回答者様へ国土交通省から連絡、同意を前提とさせて頂きます。

【自由記述欄】

**以上でアンケートは終了です。**

**お忙しいところご協力いただき、誠にありがとうございました。**